

第1章 はじめに

1-1 構想見直しの趣旨

■ 河川の汚濁の主な原因は生活排水

本県では、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけ、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいる。県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するためには、河川汚濁の主な原因である生活排水の処理施設を整備することが極めて重要である。

■ 平成25年度末で生活排水処理人口普及率は89.5%

平成26年度末の生活排水処理人口普及率は90.0%

これまで本県は、市町村と連携し、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下「構想」という。）を策定し、県内全域に生活排水処理施設を整備することを目指してきた。

本構想は、平成22年度に策定した埼玉県生活排水処理施設整備構想（以下「平成22年構想」という）を見直したものである。

平成22年構想では、平成37年度における生活排水処理率100%を目標とし、広域的観点からの調整等も踏まえ、地区ごとの整備手法を明示し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設整備の将来像を想定した。

平成25年度末の生活排水処理人口普及率は89.5%、平成26年度末の生活排水処理人口普及率は90.0%となっている。平成37年度の生活排水処理人口普及率100%を達成するためには、積極的な取組が必要となっている。

■ 推計人口の修正による見直し

平成22年構想では、目標年度の平成37年度に本県の人口は大幅に減少することを前提としていた。本構想の推計では人口は緩やかに減少すると推計されており、それを踏まえた上で整備手法を見直すことが必要となった。

一方、平成26年1月30日付け農林水産省、国土交通省、環境省課長連名通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」で、構想の見直しを推進することが求められた。この通知では、早期の汚水処理の概成を目指すこと、長期的な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討することなどが挙げられた。本県では、平成22年構想において、既に平成37年度での概成を目標としているため、今回は時点修正となる。

本県はこのような状況を踏まえ、市町村の検討結果をとりまとめ、調整を行った上で改定を行ったものである。

1-2 構想の位置づけ

(1) 埼玉県生活環境保全条例第 16 条における広域的な計画

埼玉県生活環境保全条例では「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。この規定に基づき、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき策定した生活排水処理に関する基本計画等（以下「市町村計画」という。）のとりまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定するものである。

(2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想

本構想は、国（農林水産省、国土交通省、環境省）の通知における「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想」に該当する。

1-3 構想の期間

本構想の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 か年である。また、基準年度、中間目標年度及び目標年度は、表 1-3-1 に示すとおりである。

なお、本構想は、改定して 5 年を経過した時点で、生活排水処理施設の整備状況や、公共用水域の水質の改善状況、人口動向等の社会情勢の変化等を踏まえ見直しの検討を行うこととする。

表 1-3-1 本構想の基準年度及び目標年度等

項目	年度
基準年度	平成 25 年度
期間	平成 28 年度～平成 37 年度
中間目標年度	平成 32 年度
目標年度	平成 37 年度

1-4 本構想のポイント

(1) 推計人口の修正による見直し

前構想では、目標年度の平成37年度に本県の人口は大幅に減少することを前提としていた。今回の推計では人口は緩やかに減少すると推計されており、それを踏まえた上で整備手法の見直しを行った。

(2) 早期概成に向けた本県の取組

平成37年度に生活排水処理人口普及率100%を達成するには、積極的な取組が欠かせない。浄化槽整備区域における市町村整備型の導入の促進、農業集落排水整備への支援、アクションプランの策定ならびに実施に関する支援など本県の取組を明示した。

(3) 施設の適正な維持管理及び事業経営の健全化の推進

今後、既存の生活排水処理施設の改築や更新の増大による普及の鈍化にも対応する必要がある。一方で、地方財政が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、これら既存の生活排水処理施設の改築や更新を効率的に実施し、さらには運営管理手法の効率化を図っていくことが必要となる。

そこで、施設の適正な維持管理の推進や市町村の事業経営の健全化対策への支援等、本県の取組を明示した。

平成22年構想(平成23年3月策定)

(単位:人)

	現況		全体計画	
	基準年度:平成20年度		目標年度:平成37年度	
行政人口	7,096,269	-	6,594,700	-
生活排水処理人口	6,174,853	87.0%	6,594,700	100.0%
生活排水未処理人口	921,416	13.0%	0	0.0%

注) 平成37年度の行政人口は、埼玉県環境部水環境課にて推計



本構想

(単位:人)

	現況		全体計画	
	基準年度:平成25年度		目標年度:平成37年度	
行政人口	7,289,613	-	7,016,527	-
生活排水処理人口	6,525,372	89.5%	7,016,527	100.0%
生活排水未処理人口	764,241	10.5%	0	0.0%

注) 平成37年度の行政人口は、各市町村の推計値をとりまとめたもの

図1-4-1 平成22年構想と本構想の生活排水処理人口及び生活排水処理人口普及率

1-5 構想の構成

本構想では、まず、見直しの趣旨や期間などを明らかにした（第1章）後、生活排水処理施設の整備及び公共用水域の水質の現状を整理し、課題把握を行った（第2章）。さらに、これを踏まえて、見直し方針を設定した（第3章）。

この見直し方針を踏まえ、新たな目標値（処理人口、処理人口普及率）を設定し（第4章）、目標を達成するための本県としての取組を明示した（第5章）。そして、水質改善に関する効果を整理し（第6章）、構想図としてまとめている（第7章）。

